

事務連絡  
平成30年2月28日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の3において、国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされました。その趣旨等については、「高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための新たな交付金について」（平成29年12月25日付け当課事務連絡）においてお示したところですが、今般この交付金についての交付方法等の詳細についての基本的な考え方については、現時点で下記のとおり整理しましたので、ご了知の上、管内保険者への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

また、当事務連絡の内容については平成30年度予算案に基づくものであり、その内容の確定は平成30年度予算の成立後に行われることを申し添えます。

なお、保険者機能強化推進交付金（市町村分）の仕組みは、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指していきたいと考えています。介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要と考えています。

## 記

### 第1 交付額の算定方法等

#### 1 交付額の算定方法

全市町村を交付対象とする。各市町村に対する交付額の算定方法は、各市町村の「評価指標毎の加点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、全市町村の「各市町村の算出点数×各市町村の第1号被保険者数」の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

$$\text{各市町村の交付額} = \text{予算総額} (\ast) \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{(\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数}) \text{の合計}}$$

(※) 市町村分と都道府県分の合計で 200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約 10 億円程度とすることを想定しているため、市町村分は、200 億円からこの額を控除した額とする。ただし、都道府県分については都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。

#### <国の予算科目等>

(項) 介護保険制度運営推進費

(目) 保険者機能強化推進交付金

補助率：定額

#### 2 市町村の取組を評価する指標、点数及び留意点等

別紙を参照すること。

#### 3 その他

- ・ 広域連合の点数については、(広域連合の各構成市町村の点数×広域連合の各構成市町村の第1号被保険者数の合計)をもって算出する。ただし、評価指標のうち広域連合単位で評価するべきものについては、各構成市町村同一の点数とすることとする。
- ・ 各市町村の取組状況については、公表することとしているが、その方法等については、追ってお示しすることとする。

- ・ 精算のあり方については検討しており、追ってお示しする。
- ・ 正式な交付申請は、保険者機能強化推進交付金交付要綱（仮称）をもって、平成30年度中に実施するものとする。

## 第2 保険者機能強化推進交付金（市町村分）の性格

- ・ 保険者機能強化推進交付金（以下「交付金」という。）については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとする。

なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要である。

- ・ なお、当該年度において1号保険料に余剰が発生した場合には、通常どおり、介護給付費準備基金に積み立てるものであることを申し添える。
- ・ 交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるものとなる。

## 第3 スケジュール

現時点では、今後のスケジュールとして以下を予定している。

平成30年	4月	市町村へ評価指標の該当状況の回答依頼（10月〆切）
	11月	市町村毎に交付金を按分し、内示額を提示 国から市町村へ評価結果を提示
平成31年	1月	各市町村による交付申請
	3月	交付決定

# 平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分） に係る評価指標（抜粋）

(4)在宅医療・介護連携

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。</p> <p>ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している。</p> <p>イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している。</p>	<p>・在宅医療・介護連携推進事業の(ア)(イ)の事業項目に関連して、対応策を検討するだけでなく、適切に具体化されていることを評価するもの。</p>	<p>ア 10点 イ 5点</p>	<p>平成30年度又は平成29年度の取組状況が対象 ※基本的に30年度の実施状況を対象とするが、多くの自治体では30年度はまだ時期的に実施していないことが想定されるため、30年度に実施しておらず平成29年度に実施している場合にはそれを対象とする</p>	<p>・対応策の具体化については、例えば以下の内容が考えられる。</p> <p>市区町村が、(ア)の事業項目で得たデータ等を鑑みつつ、将来の等の見込み等地域の医療・介護関係者とともに地域の連携に関する課題を抽出し、対応策案を検討する。その結果、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有のルール策定について、媒体、方法、進め方のスケジュール等が決定し、策定に向けた取組が開始された</li> <li>・切れ目のない在宅医療・在宅介護の体制構築に向けて、郡市区医師会等関係団体と主治医・副主治医の導入に係る具体的な話し合いの場を設けることに繋がった</li> <li>・多職種研修の内容について、地域課題を基にテーマを決定し、スケジュール等を確定した 等</li> </ul> <p>・対応策の具体化が平成29年度又は平成30年度であること(分析の年度を問うていない)</p> <p>・都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象</p> <p>・なお、市町村においては、都道府県に適宜、データの提供依頼等を行うことが重要である。</p>	<p>・会議の構成員について医療と介護の関係者がわかるように記載すること 例えば、郡市区医師会、〇〇病院・〇〇診療所医師、ケアマネ協会等</p> <p>・具体化された対応策を一つ簡潔に回答</p> <p>・活用した具体的なデータの一例を記載</p>
②	<p>医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。</p>	<p>・在宅医療・介護連携推進事業の(ウ)の事業項目に関連して、具体的な実施状況とそのPDCAサイクルの実施を評価するもの。</p>	<p>10点</p>	<p>平成30年度又は平成29年度の取組状況が対象 ※基本的に30年度の実施状況を対象とするが、多くの自治体では30年度はまだ時期的に実施していないことが想定されるため、30年度に実施しておらず平成29年度に実施している場合にはそれを対象とする</p>	<p>・具体的な実行については、例えば以下の内容が考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医・副主治医制</li> <li>・在宅療養中の患者・利用者についての救急時診療医療機関の確保</li> <li>・かかりつけ医と訪問看護の連携体制の構築(これらの他、「在宅医療・介護連携推進事業の手引きver2をご覧ください。)</li> </ul> <p>・都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象</p>	<p>・具体的な実行内容及び改善内容を一つ簡潔に回答</p>
③	<p>医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。</p>	<p>・在宅医療・介護連携推進事業の(エ)の事業項目に関連して、具体的な取組状況の評価するもの</p>	<p>10点</p>	<p>平成30年度又は平成29年度の取組状況が対象 ※基本的に30年度の実施状況を対象とするが、多くの自治体では30年度はまだ時期的に実施していないことが想定されるため、30年度に実施しておらず平成29年度に実施している場合にはそれを対象とする</p>	<p>・具体的な取組については、例えば以下の内容が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療・介護関係者が既に活用している情報共有のツールを収集し、活用状況等を確認し、新たに情報共有ツールを作成する、既存のツールの改善を図る等の意思決定をした</li> <li>・ワーキンググループを設置し、情報共有ツールの媒体、情報共有の媒体や様式、使用方法、普及方法等について検討した</li> <li>・郡市区医師会等関係団体と協力し、関係者向けの情報共有ツールの活用に係る研修会を開催した(これらの他、「在宅医療・介護連携推進事業の手引きver2をご覧ください。)</li> </ul> <p>・都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象</p>	<p>・具体的な取組を一つ簡潔に回答</p>

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の(オ)の事業項目について、地域における在宅医療・介護連携に関する相談事例について、医療関係団体と共有することを評価するもの。	10点	平成30年度又は平成29年度の取組状況が対象 ※基本的に30年度の実施状況を対象とするが、多くの自治体では30年度はまだ時期的に実施していないことが想定されるため、30年度に実施しておらず平成29年度に実施している場合にはそれを対象とする	・ 郡市区医師会等関係団体との会議等への報告については、在宅医療・介護連携推進事業における(イ)の事業項目で開催される会議等を活用している場合も対象 ・ 相談が無い場合にはその旨及び理由等を報告している場合も対象 ・ 都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	・ 報告日時及び会議名を記載
⑤	医療・介護関係の多職種が共同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の(カ)の事業項目について、介護支援専門員をはじめとする介護関係者と、医療関係者が合同で行う研修会等により、お互いの連携を推進するための取組を評価するもの。	10点	平成30年度又は平成29年度の取組状況が対象 ※基本的に30年度の実施状況を対象とするが、多くの自治体では30年度はまだ時期的に実施していないことが想定されるため、30年度に実施しておらず平成29年度に実施している場合にはそれを対象とする	・ 参加型の研修とは、グループワークを活用した研修や多職種連携を要する事例に関する検討会といったものをいう ・ 都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていれば対象とする	・ 開催日時及び名称を記載
⑥	関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の(ク)の事業項目に関連する指標。 ・ 入院時、退院時の医療・介護連携に係る具体的な取組を評価するもの。	10点	平成30年度又は平成29年度の取組状況が対象 ※基本的に30年度の実施状況を対象とするが、多くの自治体では30年度はまだ時期的に実施していないことが想定されるため、30年度に実施しておらず平成29年度に実施している場合にはそれを対象とする	・ 都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていれば対象とする	・ 具体的な実行内容を一つ簡潔に回答
⑦	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。 ア 〇%以上(全保険者の上位5割)	・ 在宅医療・介護連携推進事業の(ク)の事業項目に関連する指標。 ・ 入院時、退院時の医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を評価するもの。	「入院時情報連携加算」、「退院・退所加算」について各加算5点	平成30年3月時点及び平成29年3月から平成30年3月の変化率が対象		・ 厚労省において統計データを使用

事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 28 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金（都道府県分）について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 122 条の 3 において、国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされました。その趣旨等については、「高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための新たな交付金について」（平成 29 年 12 月 25 日付け当課事務連絡）においてお示したところですが、今般この交付金についての交付方法等の詳細についての基本的な考え方について、現時点において下記のとおり整理したのでお知らせします。

当事務連絡の内容については平成 30 年度予算案に基づくものであり、その内容の確定は平成 30 年度予算の成立後に行われることを申し添えます。

なお、保険者機能強化推進交付金の仕組みは、市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村、都道府県において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が自治体の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指していきたいと考えています。介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要と考えています。

記

第 1 交付額の算定方法等

## 1 交付額の算定方法

全都道府県を交付対象とする。各都道府県に対する交付額の算定方法は、各都道府県の評価点数を基準として、全都道府県の評価点数の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付する。

$$\text{各都道府県の交付額} = \text{予算総額} (\ast) \times \frac{\text{当該都道府県の評価点数}}{\text{各都道府県の評価点数の合計}}$$

(※) 市町村分と都道府県分の合計で 200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約 10 億円程度とすることを想定している。ただし、都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。

<国の予算科目等>

(項) 介護保険制度運営推進費

(目) 保険者機能強化推進交付金

補助率：定額

## 2 都道府県の取組を評価する指標、点数及び留意点等別紙を参照すること。

## 3 留意点

- ・ 評価指標に基づき算出した交付予定額が実際に予定している経費よりも大きくなる場合には、所要額の範囲内で交付する。
- ・ 評価指標に基づき算出した交付予定額が、既存の補助金の平成 29 年度の補助実績 (※) を下回る場合には、平成 30 年度については、経過措置として、平成 29 年度の補助額と同額を交付額とする。  
※ 第 2 に記載のとおり、今回交付金の用途とする事業に対して既に補助されているものの合計額。具体的には、①介護給付費適正化推進特別事業、②介護予防市町村支援事業。
- ・ 各都道府県の取組状況については、公表することとしているが、その方法等については、追ってお示しすることとする。
- ・ 精算については、交付決定額を下回る事業実績 (確定額) であった場合には、精算 (差額を返還) することとするが、追ってお示しする。
- ・ 正式な交付申請は、保険者機能強化推進交付金交付要綱 (仮称) をもって、平成 30 年度中に実施するものとする。



## 第2 交付金の使途

交付金の使途等についての詳細については、今後交付要綱等においてお示しすることとするが、その使途として主に以下のものが考えられる。なお、従前の①介護給付適正化推進特別事業及び②介護予防市町村支援事業で実施していた事業については、平成30年度から本交付金の中で事業実施することとする。

### (事業の例)

項目	事業の例
(1) 総括的事項	都道府県向け中央研修を踏まえた市町村が保険者機能を発揮するための総括的研修、現地支援 等
(2) 現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援	市町村に対する、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した現状分析・地域の特徴把握等、介護保険事業計画の策定及び評価に関する支援 等 (例) ・ 市町村職員への研修 ・ 現状分析や課題把握に係る保険者へのアドバイザー派遣
(3) 自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防に関する市町村支援	自立支援・重度化防止等に資する地域ケア会議や効果的な介護予防を実施するための市町村支援 等 (例) ・ 地域ケア会議に関する研修、現地へのアドバイザー派遣 ・ 介護予防従事者に対する技術的支援
(4) 生活支援体制整備の推進	生活支援体制整備に関する市町村支援（人材育成、相談・助言、情報共有の推進） 等
(5) リハビリテーション専門職等の活用支援	リハビリテーション専門職等の広域派遣調整等を行い、市町村事業を支援 等 (例) ・ 都道府県医師会等関係団体と連携して行う、市町村に対するリハビリテーション専門職等の人的支援の体制等について関係団体との協議会の開催や派遣体制の構築・運営 ・ 派遣に際して必要となる基礎知識についての研修会の実施
(6) 介護給付費適正化事業の推進支援	市町村に対する給付費適正化事業の実施支援 等
(7) その他市町村のニーズに応じた支援	在宅医療・介護連携等、自立支援、重度化防止に向けて市町村を支援するために、各都道府県において

また、①施設整備関係、②介護給付費・地域支援事業・所得の低い方への第1号保険料の軽減強化・財政安定化基金に係る都道府県負担分や地域医療介護総合確保基金に係る都道府県負担分など、介護保険制度において負担することとされている経費等には、交付金を充当できない。

また、交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるものとなる。

### 第3 スケジュール

現時点では、今後のスケジュールとして以下を予定している。

- 平成30年3月 都道府県へ評価指標の該当状況の回答依頼（6月〆切）  
併せて都道府県へ所要額調べを実施（6月〆切）
- 8月 都道府県毎に交付金を按分し都道府県へ内示額を提示  
国から都道府県へ評価結果を提示
- 9月 各都道府県による交付申請
- 12月 交付決定

# 平成30年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分） に係る評価指標（抜粋）

## (5) 在宅医療・介護連携

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>在宅医療・介護連携について、市町村を支援するために必要な事業を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護資源や診療報酬・介護報酬のデータの提供をしている</li> <li>地域の課題分析に向けたデータの活用方法に対する指導・助言をしている</li> <li>医師のグループ制や後方病床確保等広域的な在宅医療の体制整備の取組を支援している</li> <li>切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制整備に関する事例等の情報を提供をしている</li> <li>広域的な相談窓口の設置や相談窓口に従事する人材の育成に取り組んでいる</li> <li>退院支援ルールの作成等市区町村単独では対応が難しい広域的な医療介護連携に関して支援を行っている</li> <li>入退院に関わる医療介護専門職の人材育成に取り組んでいる</li> <li>二次医療圏単位等地域の实情に応じた圏域において、地域の医師会等の医療関係団体と介護関係者と連絡会等を開催している</li> <li>在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供を市町村に対して行っている</li> <li>在宅医療・介護連携推進のための人材育成を行っている</li> <li>住民啓発用の媒体を作成し、市町村が実施する普及啓発の支援を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携については、関係団体との調整や広域的な調整について、都道府県の役割が重要。</li> <li>都道府県が在宅医療・介護連携に関し、関係者の連絡会等、保険者の支援事業行うもの。</li> </ul>	各10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に実施予定の事業が対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「在宅医療・介護資源や診療報酬・介護報酬のデータ」については、レセプトや既存の統計資料、アンケート調査で得られるものなど多岐にわたり、市町村での取組内容等にあわせて多種多様なものを想定。具体的なものについては「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」のP.9を参照。</li> <li>「人材育成」については、特定の職種は想定しておらず、多職種のいずれかを想定。なお、コーディネータも含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施する事業内容・計画を記載</li> </ul>

## (6) 認知症総合支援

	指標	趣旨・考え方	配点	時点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)
①	<p>認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、市町村の取組の把握等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症施策に関する取組(※)について、各年度における都道府県の具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、進捗状況について点検・評価している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※早期診断・早期対応の連携体制等の整備、認知症対応力向上研修実施・認知症サポート医の養成・活用、若年性認知症施策の実施、権利擁護の取組の推進等</li> </ul> </li> <li>市町村の認知症施策に関する取組(※)について、都道府県内の全市町村の取組状況を把握したうえで、市町村の状況の一覧を作成し、その状況を自治体HPに掲載する等公表している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※認知症初期集中支援チームの運営等の推進、認知症地域支援推進員の活動の推進、権利擁護の取組みの推進等、地域の見守りネットワークの構築及び認知症サポーターの養成・活用本人・家族への支援等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症施策の推進に関し、都道府県として現状把握、計画策定、評価点検等を行うもの。</li> </ul>	各10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定については、平成30年度の評価時点における状況が対象。点検評価については平成30年度の予定</li> <li>全市町村の取組状況の把握等については、平成30年度の評価時点における状況が対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>かならずしも介護保険事業支援計画に記載されている場合のみでなく、他の手段により策定、公表されている場合も含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の内容の概要を記載</li> <li>点検評価の実施時期を記載</li> <li>2つ目の項目については、市町村の状況について概要を記載</li> </ul>